

高松市男木島地域高度無線環境整備推進業務に係る動産総合保険仕様書

本仕様書は、高松市男木島地域高度無線環境整備推進業務において、偶発的な海底光ファイバケーブルの断線事故等に対し、適切に対応するとともに、迅速に海底光ファイバケーブルの復旧を行うため、動産総合保険の契約を行うに際し、必要な事項を定めたものである。

1 保険種類 動産総合保険

- (1) 海中・水中危険復活補償（海中・土中危険担保）
- (2) ただし、地震による損害は対象外とする。
- (3) 火災、落雷、破裂・爆発、盗難、その他の偶発的な事故による破損を支払い対象の事故とすること。
- (4) その他の偶発的な事故による破損には漁船の底引網漁業による断線事故を含む。

2 保険対象 海底光ファイバケーブル

品名：0. 23-N-60HFカテナ〈D〉

当該海底光ファイバケーブルは、光通信の光学路及び障害点の探索用導体を有している。

※規格・仕様は別紙（1）、海底敷設ルートは別紙（2）参照のこと

3 保険期間 令和7年4月1日 午後4時から令和8年4月1日 午後4時まで

4 保険金額 300,000千円

免責金額なし

海底光ケーブル復旧費 ※内訳は別紙（3）参照のこと

5 保険実績 無し

- ### 6 その他
- ・海底光ファイバケーブルの修理費（材料費や労務費含む）も保険金額に含めること。
 - ・新価保険特約を付帯すること。
 - ・上記仕様書に定めのない項目は協議の上、決定する。